

愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会  
令和2年度第1回役員会・第33回通常総会  
議 題

1. 議 事

- |                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 会員の入退会・内容変更に関する件        | ……資料No. 1 |
| (2) 令和元年度事業報告に関する件          | ……資料No. 2 |
| (3) 令和2年度事業計画（案）に関する件       | ……資料No. 3 |
| (4) 任期満了に伴う役員改選に関する件        | ……資料No. 4 |
| (5) 顧問、参与の委嘱（案）に関する件        | ……資料No. 5 |
| (6) 暴力団等反社会的勢力の追放決議（案）に関する件 | ……資料No. 6 |

} 省略

## 会員の入退会・内容変更について

愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会

### 【入 会】

1. 4号会員 ← 準会員  
 (一財)愛媛県消防設備協会  
 理事長 黒田和夫

### 【退 会】

該当なし

### 【内容変更】

(媛建暴追協役員関係)

#### 1. 1号会員

(一社)愛媛県建設業協会

(旧)		(新)	
会 長・宇和島地方支部長	中畑 健右	→	会 長・上浮穴支部長 久保 陽生
”	”	→	理 事・宇和島地方支部長 中畑 健右
副会長・上浮穴支部長	久保 陽生	→	副会長・伊予支部長 泉 慎一
理事・建築部会長	二宮 克志	→	理 事・建築部会長 白石 誠一
専務理事	山内 克彦	→	専務理事 宮本 泉
監 事	羽澤清二郎	→	監 事 渡邊 政富

#### 2. 2号会員

(一社)愛媛県電設業協会

(旧)		(新)	
会 長	天 野 浩 司	→	会 長 松 本 純 一
副会長	松 本 純 一	→	副会長 小 関 真 博

#### 3. 3号会員

(公社)愛媛県浄化槽協会

(旧)		(新)	
会 長	寺 井 政 博	→	会 長 有 間 義 恒

#### 4. 4号会員

愛媛県室内装飾事業協同組合

(旧) (新)  
理事長 中村政徳 → 理事長 須川卓二

(一社) 愛媛県火薬類保安協会 (令和2年6月11日交替予定)

(旧) (新)  
会長 山本初市 → 会長 泉 慎一

全国特定法面保護協会四国地方支部愛媛県事務所

(旧) (新)  
支部長 藤本憲昭 → 支部長 長畑修次

#### 5. 準会員

愛媛県土木施工管理技士会

(旧) (新)  
会長 久保陽生 → 会長 井原 伸

#### 6. 賛助会員

西日本建設業保証(株)愛媛支店

(旧) (新)  
支店長 織田 剛 → 支店長 前田満昭

(独) 勤労者退職金共済機構建退共愛媛県支部

建設業労働災害防止協会愛媛支部

(公財) 建設業福祉共済団愛媛県支部

(旧) (新)  
支部長 中畑健右 → 支部長 久保陽生

## 令和2年度事業計画（案）

愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会

自：令和2年4月1日

至：令和3年3月31日

暴力団対策法の施行と暴力団排除条例の普及・強化に伴って、その効果が顕著に現れてきている。しかしながら、暴力団等反社会的勢力は、反面その活動や資金源獲得方法が巧妙化・地下化し、さらに分裂に伴う暴力団同士の抗争も引き続き懸念されるなど、社会に対し大きな不安と恐怖を与え続けている。また、建設産業に介入する暴力事案及び資金要求事案等も減少傾向にはあるものの、依然として後を絶たない現状であり、建設産業界にとってその予防と排除が引き続き重要な課題となっている。

このため当協議会としては、建設産業の健全な発展を目的として、これらの諸課題に適切に対応していく必要があり、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」と愛媛県暴力団排除条例の主旨等をもとに本年度事業として次の事業を実施する。

## 記

## 1. 会議等の開催

## (1) 役員会の開催

役員会は必要に応じて適宜開催する。

## (2) 通常総会の開催

通常総会は媛建産連総会時に開催する。

## 2. 暴力追放活動の推進

建設産業に介入する暴力事案と資金提供等要求に対して的確な対応を実施するため、対応策の周知徹底を図り、次のとおり暴力追放活動を推進する。

- (1) 暴力追放三ない運動の徹底
- (2) 巡回指導による介入暴力の予防と排除
- (3) 講演会の周知（不当要求防止責任者の新規及び更新講習）等による対応策の指導
- (4) 関係法令（暴力団対策法）の周知徹底

### 3. 関係機関、団体等との連絡、協調

関係機関、団体との連携を密にし、介入暴力対策の協議・検討及び暴力情報の収集・交換を図るため、次の活動を推進する。

- (1) 関係機関、団体等の暴排活動への積極的参加
- (2) 関係機関、団体等との研修会の開催
- (3) 媛建暴追協各団体等との研修会の開催

## 任期満了に伴う役員の改選について

### 愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会規約【抜粋】

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 幹 事 45名以上55名以内
- (5) 監 事 3名

- 2 会長は、媛建産連会長をもって充てる。
- 3 副会長は、媛建産連副会長をもって充てる。
- 4 専務理事は、媛建産連専務理事をもって充てる。
- 5 幹事は、媛建産連の理事及びその他の団体の長並びに第14条で定める支部長又は部会長をもって充てる。
- 6 監事は、媛建産連の監事をもって充てる。
- 7 総会の議決を経て、顧問及び参与を置くことができる。
- 8 顧問及び参与は、県警察本部及び関係行政機関より選出し、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 会長は媛建暴追協を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した順序によってその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代行する。会長及び副会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

- 2 媛建産連の役員を辞任した場合は、本会の役員もその後任者と交代する。
- 3 交代した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は任期満了後も、後任者が就任するまでは、必要な職務を行う。

## 顧問、参与の委嘱について(案)

規約第5条第7項及び第8項による。

役職名	氏名	所属役職名
顧問	二宮幸仁	愛媛県警察本部刑事部長
※	葛原健二	愛媛県土木部長
※	土居祐二	愛媛県土木部土木管理局長
※	参与 高須賀久範	愛媛県警察本部刑事部参事官(組織犯罪対策課長)
※	神原浩司	愛媛県土木部土木管理局土木管理課長
※	河野和人	愛媛県警察本部警備部参事官(公安課長)

※印:交替者

## 【交替の理由】

- (1) 葛原健二氏は、令和2年4月1日付異動により、前顧問 杉本寧氏の後任者。
- (2) 土居祐二氏は、令和2年4月1日付異動により、前顧問 菅規行氏の後任者。
- (3) 高須賀久範氏は、令和2年3月23日付異動により、前参与 白田英樹氏の後任者。
- (4) 神原浩司氏は、令和2年4月1日付異動により、前参与 江里寿樹氏の後任者。
- (5) 河野和人氏は、令和2年3月23日付異動により、前参与 久保田正幸氏の後任者。

## 暴力団等反社会的勢力の追放決議（案）

われわれ愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会は、暴力の脅威と不安を一掃し、建設産業の健全な発展向上と、真に明るい地域社会の実現に寄与するため、愛媛県暴力団排除条例の趣旨に則り、警察をはじめ、県当局及び市町、暴力追放推進センターなど関係機関との連携を密にし、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めつつ、一致団結して次の事項を実行し、建設産業から暴力団等反社会的勢力の徹底的追放に邁進することを宣言する。

## 記

- 一、暴力団等反社会的勢力の企業並びに工事への関与など、取引を含めた一切の関係遮断を徹底する。
- 一、公共事業に対する暴力団等反社会的勢力からの不当要求があった時は、発注者等の関係機関に通報するとともに、下請参入をさせないよう関係機関との連携を徹底する。
- 一、暴力団等反社会的勢力との裏取引や資金提供を行わず、警察等の外部専門機関との連携を密にして被害の防止を徹底する。
- 一、暴力団等反社会的勢力からのあらゆる不法・不当な要求に対しては、組織的対応によりこれを断固拒否し、すみやかに警察に通報するとともに、有事における民事と刑事の法的対応を徹底する。
- 一、暴力団等反社会的勢力からの不当な要求に対する被害を未然に防止するため、当協議会傘下団体の会員企業に対応体制を整備し、「不当要求防止責任者」を選任・更新するよう推進する。

右決議する。

令和二年六月

愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会



## 令和2・3年度 役員名簿（案）

令和2年度書面総会決議後  
愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会

会 長	西 岡 義 則	(一社)愛媛県建設業協会	顧問会長・松山支部長
※ 副会長	久 保 陽 生	(一社)愛媛県建設業協会	会長・上浮穴支部長
※ ”	白 石 誠 一	(一社)愛媛県建設業協会	理事・建築部会長
※ ”	松 本 純 一	(一社)愛媛県電設業協会	会長
”	土 居 仁	(一社)愛媛県空調衛生設備業協会	会長
幹 事	井 原 伸	(一社)愛媛県建設業協会	副会長・四国中央支部長
”	山 本 初 市	(一社)愛媛県建設業協会	副会長・西予支部長
”	泉 慎 一	(一社)愛媛県建設業協会	副会長・伊予支部長
”	米 谷 方 利	(一社)愛媛県建設業協会	理事・新居浜支部長
”	星 加 隆 夫	(一社)愛媛県建設業協会	理事・西条支部長
”	徳 永 安 清	(一社)愛媛県建設業協会	理事・今治支部長
”	大 野 彰 一	(一社)愛媛県建設業協会	理事・喜多支部長
”	藤 川 広 治	(一社)愛媛県建設業協会	理事・八幡浜支部長
※ ”	中 畑 健 右	(一社)愛媛県建設業協会	理事・ 宇和島地方支部長
”	羽 田 保 恵	(一社)愛媛県建設業協会	理事・南宇和支部長
※ ”	小 関 真 博	(一社)愛媛県電設業協会	副会長
”	竹 下 明 伸	(一社)愛媛県空調衛生設備業協会	副会長
”	大 野 二 郎	(一社)愛媛県測量設計業協会	会長

幹事	西山周	愛媛舗装協会	会長
"	神野邦彦	四国地質調査業協会愛媛支部	支部長
"	花井秀裕	愛媛県生コンクリート工業組合	理事長
"	岡寛	愛媛県砕石工業組合	理事長
※	"	有間義恒	(公社)愛媛県浄化槽協会 会長
"	岩岡一平	(一社)えひめ産業資源循環協会	副会長
"	濱本泰久	(一社)愛媛県建築士事務所協会	会長
"	豊田太一	(一社)愛媛県冷凍空調設備工業会	会長
"	池内剛三	愛媛県造園緑化事業協同組合	理事長
"	木村泰浩	愛媛県電気工事工業組合	理事長
"	櫻井健吾	愛媛県管工事協同組合連合会	会長
"	池田昭大	(一社)日本塗装工業会愛媛県支部	支部長
"	梶田高弘	愛媛県左官業組合連合会	会長
"	池田貞伸	愛媛県仕上工事業協同組合	理事長
※	"	須川卓二	愛媛県室内装飾事業協同組合 理事長
"	小倉耕介	(一社)愛媛県火薬類保安協会	副会長
"	赤根良忠	(公社)愛媛県建築士会	会長
"	高須賀盛満	(一社)日本造園建設業協会 愛媛県支部	支部長
"	竹田一義	愛媛県板金工業組合	理事長
※	"	長畑修次	(一社)全国特定法面保護協会 四国地方支部愛媛県事務所 支部長

幹事	吉田隆敏	(一社)全国道路標識・標示業 四国協会愛媛県支部	支部長	
"	蟻塚昌洋	愛媛県法面工事業協同組合	理事長	
"	菊池完二	(一社)愛媛県中小建築業協会	会長	
"	二宮義晴	(一社)愛媛県警備業協会	会長	
"	菊野先一	愛媛県コンクリート製品協会	会長	
"	黒田和夫	(一財)愛媛県消防設備協会	理事長	
"	渡部猛	愛媛県石材組合連合会	会長	
"	登尾昌弘	協同組合愛媛県鐵構工業会	理事長	
"	大和正年	愛媛県設備設計事務所協会	会長	
"	山本信二	愛媛県鉄筋業協同組合	理事長	
"	高山康人	愛媛県森林土木建設業協会	会長	
"	篠原実	愛媛県土地改良建設協議会	会長	
"	城市静男	愛媛型枠工事業協同組合	理事長	
※	"	前田満昭	西日本建設業保証(株)愛媛支店	支店長
※ 専務理事	宮本泉	(一社)愛媛県建設業協会	専務理事	
※ 監事	渡邊政富	(一社)愛媛県建設業協会	監事	
"	青木俊雄	(一社)愛媛県電設業協会	副会長	
"	佐藤隆史	(一社)愛媛県空調衛生設備業協会	副会長	

※ - 新任